

煙火（がん具用を除く。）の打上げ又は仕掛けとは

～説明～

煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げまたは仕掛けは火災予防上大変危険なものにあたります。

運動会や各種イベントなどで花火を打ち上げる場合には事前に届出が必要になります。

～届出が必要なもの～

打揚煙火（観賞用）

直径10cm超え、14cm以下	10個以下	} 25個以下
直径6cm超え、10cm以下		
直径6cm以下		} 75個以下

仕掛煙火（観賞用）

仕掛煙火に使用する炎管の数	200個以下
---------------	--------

煙火（演出用）

原料火薬・爆薬量30g超、50g以下	5個以下	} 35個以下
原料火薬・爆薬量15g超、30g以下		
原料火薬・爆薬量15g以下		} 85個以下

上記の数量を超えるものは予防課での許可が必要になります。

その他のものについては予防課へ相談してください。

～届出の必要が無いもの～

家庭用の花火（がん具用煙火）は届出の必要はありませんが、水バケツ等を用意して、風の無い日に実施してください。

～届出に必要なもの～

- ・届出書（2部）
- ・発生場所の略図（2部）

問い合わせ先

消防本部予防課	Tel 048-982-3919
吉川消防署	Tel 048-982-3931
南分署	Tel 048-984-0119
松伏消防署	Tel 048-991-2231